

元ス序第279号
令和元年8月7日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
殿

スポーツ庁次長
瀧 本 寛

(印影印刷)

「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」について（通知）

スポーツ庁では、別添のとおり、「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」（以下「中長期的施策」という。）を令和元年8月7日付けで決定しました。

本中長期的施策については、「スポーツ実施率向上のための行動計画」（平成30年9月6日策定）において、新たな制度創設・制度改革も視野に入れた中長期的施策を取りまとめることとされていたところです。

具体的には、スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けて、①地域におけるスポーツの環境づくり、②スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進、③障害者スポーツの推進、④エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進の4分野を柱として、分野ごとに施策をとりまとめております。

スポーツ庁では、今後、本中長期的施策を踏まえたスポーツ施策を推進するとともに、本中長期的施策の各項目について工程表を策定し、定期的に進捗を確認しつつ、着実な施策の実施を図ることとしておりますので、格別の御協力を賜りますようお願いします。

このことについて、都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれましては、域内の市町村長及び市町村教育委員会教育長並びに所管又は所轄の学校その他の関係機関等に対して、指定都市市長及び指定都市教育委員会教育長におかれましては、所管又



は所轄の学校その他の関係機関等に対して、国公立大学長におかれでは管下の附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは認可した学校に対して、周知願います。

添付資料

別添 1 スポーツ実施率向上のための中長期的な施策（概要）

別添 2 スポーツ実施率向上のための中長期的な施策

【本件連絡先】

スポーツ庁健康スポーツ課企画係

電話：03-5253-4111（内線 2688）

E-mail: kensport@mext.go.jp

スポーツ審議会 健康スポーツ部会

スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けた方策の検討

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！
＜第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日：文部科学省）における目標＞

※目標達成のためにには、2,000万人以上が新たにスポーツに親しむことが必要（2017年3月）

スポーツ審議会総会
において、
健康スポーツ部会
を設置
(2017年7月7日)

スポーツ実施率向上のための
行動指針
（2018年9月1日発表）

スポーツ実施率向上のための
中長期的な施策
(2019年8月7日スポーツ庁長官決定)

広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上のための新たなアプローチや、即効性のある取組

＜健康スポーツ部会：開催実績＞
第1回：2017年9月20日
第2回：2017年11月27日
第3回：2018年2月27日
第4回：2018年3月26日
第5回：2018年5月11日
第6回：2018年6月25日
(スポーツ実施率向上のための行動計画策定)

第7回：2018年10月2日
第8回：2019年2月12日
第9回：2019年3月28日
第10回：2019年6月10日

【施策の対象】
※以下の4つの分野を柱として、とりまとめ
○子供・若者
…・スポーツの実施について二極化が課題である
○ビジネススポーツ
…特にスポーツ実施率が低い
(20代～50代は全体平均を下回る)
○高齢者
…相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である
○女性
…男性と比較してスポーツ実施率が低い
○障害者
…スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無闇心層である

【施策の対象】
※以下の4つの分野を柱として、とりまとめ
1. 地域におけるスポーツの環境づくり
2. スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進
3. 障害者スポーツの推進
4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進

今後、工程表を策定し、施策を具体的に推進

スリーハンズ

【1. 地域におけるスポーツの環境づくり】

- (1) 総合型地域スポーツクラブの質的充実
①総合型クラブの登録・認証制度の整備、中間支援組織の整備、
②登録・認証を受けた総合型クラブの活用、支援、広報活動の推進
- (2) スポーツ推進委員の活用の促進
①資質向上のための研修の充実、優れた人材発掘のための働きかけ等
②地方自治体の健康部局、障害福祉部局等との連携による活用の促進
③スポーツをしやすいまちづくり（スポーツをする場の確保）
- (3) 学校体育施設の有効活用に関する手引きの策定等
①学校体育施設のマッチングシステムの構築
②スポーツイベントや指導者も含む形でのマッチングシステムの検討
③地域ごとのスポーツのしやすさを評価、公表する仕組みの検討

【2. スポーツに関する関係団体と連携したスポーツ実施の推進】

- (1) 医療機関等との連携の促進
①医療機関等の関係者へのスポーツ教室等に係る情報提供の促進
②運動処方の情報を踏まえ、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組み等の構築
- (2) スポーツ実施率向上に向けた推進体制の構築
①「スポーツ・イン・ライフ」の口コの活用の促進
②2020年東京大会等に向け、官民連携による事業推進体制の構築
- (3) 企業における従業員のスポーツ実施の促進
①厚生労働省と連携し、従業員が運動・スポーツをしやすい環境整備を事業者に促進（厚労省指針の改正）
②企業における取組の促進のためのインセンティブの在り方について検討

【3. 障害者スポーツの推進】

- ①特別支援学校の学校開放の推進等を含めた施設整備の在り方の普及啓発
②教員養成課程（保健体育科）での障害者スポーツに係るカリキュラム導入推進、学校における障害者スポーツ用具の整備の在り方の検討
③地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用する事業モデルの確立、関連施設の見える化による障害者スポーツ普及拠点の形成
④地域で医療・福祉・教育・スポーツ分野をコーディネートする人材育成等
⑤重度障害者等のスポーツ実施環境の改善
⑥障害者が観戦しやすい会場づくりや運営方法の好事例を収集、周知

【4. エビデンスに基づく健健康スポーツ政策の促進】

- (1) 地方自治体における現状の「見える化」
①国が調査票のひな形を作成し、簡易な方法での調査を可能とする。
②調査結果を蓄積し、スポーツ庁が活用・分析できる仕組みの検討
- (2) スポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進
①スポーツ庁、国立スポーツ科学センター、関係省庁、大学等とも連携した調査研究の実施、成果の活用等
②調査等のローデータについて、公開できるものについては積極的に公開

「スポーツ実施率向上のための行動計画」の着実な実施と合わせて、本施策を具体化し計画的に実施を図る

スポーツ実施率の向上

42.5% → 55.1% → 65%程度

<平成28年度>

スポーツ実施率向上のための中長期的な施策

令和元年8月7日
スポーツ庁長官決定

スポーツ庁では、昨年9月6日に、「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定し、スポーツ実施率向上のための新たなアプローチや即効性のある取組をまとめ、関係省庁、地方自治体、産業界、スポーツ団体、医療福祉関係者及び学校等と連携し、実行に移しているところである。

また、「スポーツ実施率向上のための行動計画」においては、今後、新たな制度創設・制度改革も視野に入れた中長期的な施策を取りまとめており、昨年10月以降、関係各所へのヒアリング等も含め、スポーツ審議会健康スポーツ部会において議論を行ってきた。

人生百年時代を迎える、生涯現役社会を構築していくためには、心身ともに健康であることが欠かせず、学校の教育課程における体育科・保健体育科の授業の充実、スポーツに関連したヘルスリテラシー（健康情報を理解・活用できる力）の向上、健康寿命延伸に向けた取組は、さらにその重要性を増しており、以下の施策を着実に実施していく。

なお、以下の施策を実施していくに当たっては、関係機関・団体等との連携の下、各取組の担い手となる人材の育成・活用等、横断的に行っていくことも必要である。特に、「指導者」については、人材確保が課題となっている地域も多く、大学生・大学院生等の活用を図るなどの施策も検討していく必要がある。また、本施策に示した具体的方策については、比較的早期の実施が期待できるもの、一定の検討・調整を要するものがあることから、今後、各項目について工程表を策定し、定期的に進捗を確認しつつ、着実な施策の実施を図る。本施策のうち長期的な課題であっても第2期スポーツ基本計画の期間（2017年度～2021年度）中には施策の方向性を明らかにすることとする。

本施策を具体化し、実行していく際には、地方自治体をはじめ関係機関等の積極的な取組を期待するものである。

1. 地域におけるスポーツの環境づくり

(1) 総合型地域スポーツクラブの質的充実

- ・現在、3,599（2018年7月1日現在、創設準備中も含む）の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が存在しており、全国の市区町村の80.8%に設置されている。しかし、総合型クラブの活動実態や運営形態、ガバナンス等の状態は様々な状況にある。
- ・総合型クラブは、地域コミュニティの核として、地域スポーツ環境の充実やスポーツを通じた地域課題解決などの公益的な取組を通じて、地域住民から求めら

れる役割を果たしていくことが期待されているが、現状、必ずしも十分に機能しているとはいえない。また、地域に根差した好事例を参考することも重要であるが、その際には、地域特性や成果につながったプロセスを含めて参考することが必要である。

- ・さらに、総合型クラブの有無・活動状況によるスポーツ実施率の差異などのデータを出していくことも必要である。
- ・今後、総合型クラブがこれらの役割を担っていくために、さらなる認知度の向上とともに質的充実を図ることが必要である。

<具体的方策>

- ア. 総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくため、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準とする登録・認証制度を整備する。
- イ. 都道府県レベルで総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織の整備を進めるとともに、中間支援組織による登録・認証制度の運用を通じて、都道府県における総合型クラブの質的充実を図る。その際、地方自治体においてスポーツ部局以外の関連する部局との連携も含めた協力体制の構築を図る。
- ウ. 登録・認証制度を的確に運用し、登録・認証を受けた総合型クラブの活用、地域課題解決に向けた取組への支援とともに、広報活動の推進を図る。

(2) スポーツ推進委員の活用の促進

- ・スポーツ推進委員は、スポーツ基本法において「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする」とされており、全国で約5万人が市区町村(13市町村を除く。(2018年3月現在))から委嘱されている。
- ・スポーツ推進委員には、地域住民や地方自治体の他、地域の体育(スポーツ)協会、障がい者スポーツ協会、レクリエーション協会及び総合型クラブなどスポーツ団体等との連携を進め、コーディネーターとして地域スポーツを推進する役割が期待されている。また、地域住民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進を支援するとともに、地域における障害者スポーツの推進役を担っていくことも求められている。
- ・そのためには、スポーツ推進委員としてさらなる資質向上を図っていく必要がある。また、スポーツ推進委員の知名度の向上を通じ、活躍の場をさらに広げるとともに、人材不足の解消を図ることが必要である。

<具体的方策>

- ア. 全国スポーツ推進委員連合と連携し、スポーツ推進委員の資質向上を目

的とした、リーダー養成講習会等の研修の内容の充実を検討する。その検討においては、公益財団法人日本スポーツ協会(略称:JSPO)、公益財団法人日本障害者スポーツ協会(略称:JPSA)などのスポーツ団体等と積極的に連携を図る。

- イ. 全国スポーツ推進委員連合と連携し、人材不足の解消のため、スポーツ推進委員の知名度を向上させる方策を講ずるとともに、地方自治体から関係機関に対して優れた人材発掘のための働きかけを図る。
- ウ. 地方自治体においては、「地方スポーツ推進計画」等にスポーツ推進委員の役割を位置づけるとともに、スポーツ部局以外の健康部局、障害福祉部局等との連携を進めるとともに、各地域におけるスポーツ推進委員協議会とも協働し、スポーツ推進委員の活用の促進を図る。

(3)スポーツをしやすいまちづくり(スポーツをする場の確保)

- ・スポーツを実施できない理由として、「時間」とともに挙げられるのが、「場」がないということである。今後、スポーツ施設の老朽化等により安全面で課題を抱える施設が増加することや、利用できる施設が減少することも懸念される。
- ・財政難の中では、既存施設の活用、特に、交通至便な場所にあるという理由から学校や公民館等の利用が有効と考えられる。しかし、特に学校体育施設(校庭・体育館等)については、利用手続等が一般にわかりにくい、利用するための条件が厳しいといった声も聞かれる。このため、学校体育施設等をスポーツの場として気軽に利用できるようにしていくことが必要である。
- ・また、公園や道路等の公共の場も含め、スポーツ施設以外のあらゆる空間を活用してスポーツをしやすい環境を整備していくことも必要である。
- ・これらのスポーツの場の確保については、民間との連携を一層図りながら効率的に進めるとともに、高齢者や障害者、女性や小さい子供にも配慮し、利用しやすさの向上を図る必要がある。
- ・以上のハード面の整備に加えて、地域のスポーツイベント等によりスポーツをする機会を増加・拡大させる(ソフト面の整備)とともに、スポーツ施設等の場やスポーツイベント等の機会の存在を共有するシステムの充実が必要である。

<具体的の方策>

- ア. 学校体育施設の有効活用に関する検討を行い、手引きを策定する。
- イ. 公共の場をスポーツ実施の場にすることについて、関係機関との協議を進め、その活用を図る。
- ウ. スポーツイベントや指導者も含む形でのマッチングシステムの構築を図る。また、JSPO が運用する公認スポーツ指導者マッチングシステムの一層の活用を図る。
- エ. 各地域において持続的に安全で利用しやすいスポーツ環境を確保する取組を促進するため、施設整備への支援にあたって地方自治体の計画策定

や施設情報のオープン化等を要件とすること、地域ごとのスポーツのしやすさを総合的に評価し公表する仕組みの構築等を検討する。

2. スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進

(1) 医療機関等との連携の促進

- ・運動・スポーツは生活習慣病等の予防のみならず、生活習慣病に罹患した者においても効果が認められ、各疾患のガイドライン等で運動療法が推奨されている。しかし、現状、医療機関等においては、国民が安全・安心に運動・スポーツを継続するための必要な情報について、スポーツ関係者との間で共有が進んでいないことが多い。医療機関等と運動・スポーツ施設や運動・スポーツ指導者等との連携・情報共有を図ることとともに、双方においてスポーツの取組による効果、安全性等についての共通認識を共有することも必要である。
- ・このため、今後、医師等から生活習慣病や運動器疾患等に対する指導等を受けた者や病気療養（治療）中の者（以下「医療機関等を受診した者等」という。）に対して、運動・スポーツに関する情報が共有され、運動・スポーツをしようというきっかけづくりや継続的なサポートが促進されることが必要である。また、この運動・スポーツの取組が安全に行われるよう危機管理体制を整備することが必要である。

＜具体的方策＞

- ア. 地方自治体内のスポーツ施設等のスポーツ関係者と連携し、医療機関等の関係者に対しスポーツ教室等に係る情報提供の一層の促進・見える化を図る。情報提供に当たっては、健康スポーツ医やスポーツドクター等を中心として、公益社団法人日本医師会、JSPO、JPSA 等と連携し、各地域のネットワークを活用する。
- イ. 医療機関等を受診した者等が、医学的評価に基づき医師が作成する運動処方の情報を踏まえ、健康運動指導士等の助言も参考にしつつ、地域の運動・スポーツ教室、スポーツクラブ等において適切なプログラムに基づき、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組みや危機管理体制を構築する。

(2) スポーツ実施率向上に向けた推進体制の構築

- ・スポーツ実施率の向上の取組については、それぞれの主体が独自に進めているところであるが、国のみならず、スポーツ団体、地方自治体、企業、保険者などの関係機関・団体等が連携して一体感をもって取り組むことも必要である。
- ・このため、各主体がスポーツの実施に関する意識を向上させ、有機的な連携を構築するために、あと1年後に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした推進体制の構築を図っていく必要がある。

＜具体的方策＞

- ア. 「スポーツ実施率向上のための行動計画」における取組の連携感、統一感を図るため、キャッチフレーズである「スポーツ・イン・ライフ」のロゴを活用し、スポーツ団体、地方自治体、企業、保険者等の各主体が自らの取組にロゴを使用することを促す。
- イ. ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2021 年のワールドマスターズゲームズ関西の開催に向けた機運の高まりを活用して、スポーツ庁が主導する官民連携による事業推進体制を構築し、オリンピアン・パラリンピアンの活用も含め、一体となった取組を図る。

(3) 企業における従業員のスポーツ実施の促進

- ・従業員の健康を企業の経営課題として捉え、健康確保対策に取り組む企業が増加しているなか、国において必要な環境整備を行うとともに、これらの取組について関係機関・団体等との連携を図り、一層の促進を図ることが求められている。
- ・そのため、健康確保対策の一つとして運動・スポーツの必要性が経営者層にも理解され、企業内で従業員のスポーツの実施が促進されるよう、従業員が運動・スポーツを実施しやすい環境整備を事業者、保険者に促していくことが必要である。

＜具体的方策＞

- ア. 厚生労働大臣により公表されている「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP(トータルヘルスプロモーションプラン)指針)がスポーツ庁とも連携の上、改正されることから、厚生労働省と連携しつつ、従業員が運動・スポーツを実施しやすい環境整備(休憩時間を活用した職場でのスポーツ活動、定期的なスポーツ大会等のイベントの実施、運動指導に係る人材の活用等)を事業者に促す。
- イ. アの企業における取組を促進するため、関係省庁、事業者、保険者等の団体とも連携し、インセンティブの在り方について検討する。

3. 障害者スポーツの推進

- ・地域のスポーツクラブへの障害者の参加・受入れが十分でなく、運動部活動・クラブ活動がある特別支援学校が約6割にとどまる等の状況の中で、「スポーツ実施率向上のための行動計画」では、特別支援学校の体育施設の活用促進やそれらを拠点とした地域のスポーツクラブの設置を掲げているところ、これらをさらに促進するための方策を講じる必要がある。
- ・また、地域で障害者スポーツのコーディネートを行う人員の担当地域が広域にわたり、目配りに限界があるとの指摘があるほか、スポーツを実施する側にとつ

ても、スポーツ実施に当たっての経済的負担が重いため、これらの負担を軽減するための方策を講じる必要がある。

- ・このほか、重度障害者でもスポーツ実施が可能となるよう、医療・福祉との連携をより促進するための仕組みを構築する必要がある。

＜具体的方策＞

- ア. 特別支援学校の学校開放の推進等を含め、障害児が卒業後も学校の体育施設を利用できるよう、施設整備の在り方の普及啓発を図る。
- イ. 小・中・高等学校等に在籍する障害児のスポーツ実施環境を把握した上で、実施促進に向けた課題を分析する。また、保健体育科の教員養成課程を有する大学において障害者スポーツに係る指導者育成のカリキュラムの導入を推進するほか、学校の教師を対象とした障害者スポーツの指導に関するノウハウの共有の促進、障害者支援に携わるスタッフの障害者スポーツへの理解の促進や、外部指導者の活用について研究を進めること。さらに、学校における障害者スポーツ用具の整備の在り方を検討する。
- ウ. スポーツ車いす、スポーツ義足等の地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする事業モデルの構築に向けて、用具の保有者及び用具の調整を行う者等の関係者を含めて検討を行い、事業モデルの確立を図る。また、そのような障害者スポーツ用具の貸出を含め障害者スポーツの普及に取り組んでいる施設の見える化を行うことにより、障害者スポーツ普及拠点の形成を図る。
- エ. 地域で障害者スポーツを推進するための医療・福祉・教育・スポーツ分野をコーディネートする人材を育成し、障害者スポーツに関する情報共有と振興体制の強化を図る。
- オ. 重度障害者や外出が困難な者でも無理なく実施可能な室内で気軽にできる運動・レクリエーションプログラムの開発や、医療機関・リハビリ機関との連携等により、重度障害者・中途障害者のスポーツ実施環境の改善を図る。
- カ. スポーツイベントにおいて、障害者が観戦しやすい会場づくりや運営方法（チケット販売、駐車場確保、情報保証等を含む）について、好事例を収集し、周知を図ることにより、障害者がスポーツを見る機会の増加を図る。

4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進

(1) 地方自治体における現状の「見える化」

- ・現在、我が国全体のスポーツ実施率については、スポーツ庁が実施している「スポーツの実施状況等に関する世論調査」において把握しているが、地方自治体においては、その把握状況がまちまちとなっている。
- ・地方自治体において、「地方スポーツ推進計画」の策定及び必要に応じた改定

を実施していくにあたり、スポーツ実施率や地方自治体における施設の状況をはじめ関連する要因等を、市区町村間で比較できる形で「見える化」し、取組と効果を検証するPDCAサイクルの構築を図ることが必要である。

- ・これらの成果により、スポーツ実施率が低い地域・集団の要因を明らかにするとともに、スポーツ実施率が高い地域・集団に共通の取組やそれらによる効果等を明らかにしていく必要がある。

＜具体的方策＞

- ア. 国が調査票のひな形(調査項目等)を作成し、地方自治体が実施する別の調査とともにスポーツ実施率の調査を実施するなど、簡易な方法での調査を可能とする。加えて、これらの調査結果を蓄積し、スポーツ庁が活用・分析できる仕組みを検討する。

(2) スポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進

- ・スポーツを通じた健康増進施策のさらなる推進のためには、複数年にわたる「スポーツが健康に及ぼす影響(効果)等に関する研究」や「運動・スポーツの習慣化等のための行動変容等につなげるための方策等についてコホート的なアプローチを含めた調査研究」を実施していく必要がある。また、官民連携による成果志向型の事業推進を進める上でも効果検証が重要であり、さらにスポーツが健康(及び医療・介護)に及ぼす効果検証については、保険者等の保有するデータの活用が期待される。
- ・また、スポーツ庁が過去に実施した調査・研究のデータについて、集計結果は公表されていても、ローデータが公表されていないため利用できないというものもある。
- ・このため、スポーツに関する研究の充実を図り、スポーツを通じた健康増進施策を推進するためのエビデンスとして調査研究成果の利用促進を図るために環境整備が必要である。
- ・なお、日本学術会議に依頼した「科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及の在り方に関する審議について」について、今後、その報告・回答を踏まえた検討を行うことが必要である。

＜具体的方策＞

- ア. スポーツ庁、国立スポーツ科学センター(JISS)における調査研究をはじめ、関係省庁、大学等とも連携した調査研究の実施、成果の活用を図る。
- イ. 政策効果のエビデンス等の調査研究課題のニーズと、調査研究主体や調査フィールドをマッチングすることができるよう、その枠組みについて検討を進める。
- ウ. スポーツ庁が実施した調査等のローデータについて、個人情報等の取扱いに配慮しつつ、公開できるものについては積極的な公開を図る。

